

令和2年5月26日

各社会福祉施設・事業所 代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部  
福祉子どもみらい部長  
(神奈川県福祉子どもみらい局長)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び  
社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について (通知)

5月25日の本県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、県では「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改訂いたしました。社会福祉施設等においては、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

#### 1 事業の継続について

各社会福祉施設等においては、これまでも感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。大変感謝申し上げます。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

#### 2 感染防止対策の徹底とご留意いただく事項

本県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)の内容を整理し、「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」(令和2年4月10日付け福子総第1020号通知)をお示ししてきました。このたび、その後に発出された国事務連絡を踏まえ、別紙のとおり改訂いたしましたので通知します。

緊急事態宣言は解除されましたが、先週も、県内においては、社会福祉施設等で感染疑い者や感染者の発生が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、当面、この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容に基づき、職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染拡大防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、必要な支援にもつながりますので、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況により、この「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りする事務連絡等にもご留意いただくよう、引き続きお願いいたします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載し

ていますので御確認ください。

**【掲載場所】**

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

[http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=192&topid=1](http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=192&topid=1)

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

事業支援グループ 電話 045-210-4717

福祉施設グループ 電話 045-285-0738